

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成26年11月6日(2014.11.6)

【公開番号】特開2013-179794(P2013-179794A)

【公開日】平成25年9月9日(2013.9.9)

【年通号数】公開・登録公報2013-049

【出願番号】特願2012-42763(P2012-42763)

【国際特許分類】

H 02 M 3/155 (2006.01)

H 02 M 3/28 (2006.01)

H 02 M 7/12 (2006.01)

【F I】

H 02 M	3/155	U
--------	-------	---

H 02 M	3/28	U
--------	------	---

H 02 M	3/28	Y
--------	------	---

H 02 M	3/155	Y
--------	-------	---

H 02 M	7/12	Q
--------	------	---

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月19日(2014.9.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

具体的には、LED電源装置30bの構成では、絶縁型コンバータ35と絶縁型コンバータ36との間は、絶縁されている必要がある。そのため、図10に示されるように、プリント回路基板70には、沿面距離を確保する目的でスペースAを設ける必要がある。また、非絶縁型力率改善回路34からの出力電圧を絶縁型コンバータ36に入力するための配線は、絶縁型コンバータ35に対して十分な沿面距離が確保されたものでなければならない。そのため、プリント回路基板70としては、その内径と外径の差が大きい幅広の基板を用いる必要がある。さらにまた、基板サイズの制約によっては、図示したように、ジャンパー線J1,J2を用いる必要がある。同様に、絶縁型コンバータ35からの出力信号を制御回路38にフィードバックするためにジャンパー線J3を用いる必要がある。このように、LED電源装置30bの構成では、複雑な配線を行う必要があり、LED電源装置30bの製造コストが比較的高くなる可能性がある。また、非絶縁型のものより高価な絶縁型コンバータ35,36が、2回路必要とされるため、LED電源装置30bの製造コストが高くなる。なお、この問題は、リング状のプリント回路基板に実装した場合に限られず、長尺形状のプリント回路基板に実装した場合であっても、同様に発生する。